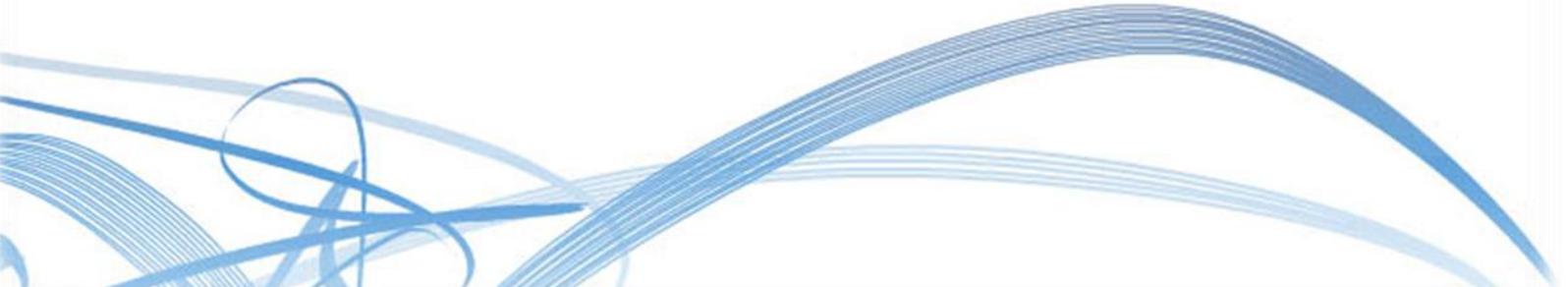


地域密着型通所介護・通所型サービスA

# 運営規定

コミュニティデイサービスみんなカフェ

株式会社 みんなソラ



コミュニティデイサービスみんカフェ地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 みんソラ が設置するコミュニティデイサービスみんカフェ（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔通所型サービスA〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

通所型サービスAの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「深川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例」（平成24年深川市条例第21号）、「深川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 コミュニティデイサービスみんカフェ
- (2) 所在地 深川市広里町2-3-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者

生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

通所介護従事者は、地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30から17:30までとする。

(3) サービス提供時間 9:15から16:15までとする。通所型サービスAについては9:15から13:10、13:14から16:15までとする。

(4) 上記の定めにかかわらず、延長サービスを提供することができるものとする。

(地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、通所型サービスAとあわせて1日18名とする。

(地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の内容)

第8条 地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス（通所型サービスAは非該当）
- (8) アクティビティ（介護予防） など

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「深川市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱」上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「深川市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱」によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、下記の通り支払いを受けるものとする。

- ①事業所から、片道おおむね10km未満1回につき 200円

- ②事業所から、片道おおむね20km未満1回につき 400円
- ③事業所から、片道おおむね30km未満1回につき 600円
- 4 食事の提供に要する費用については、1回の食事につき700円を徴収する。
- 5 おむつ代については、使用するおむつを個々で用意いただくため、原則徴収しない。  
ただし、事業所で用意するおむつを利用された場合には、代替のおむつで弁償していただく。
- 6 その他、地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、深川市の区域とする。

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年3回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した地域密着型通所介護〔通所型サービスA〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年に1回以上実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) 管理者を虐待防止担当者とする。
- (4) 必要な場合は、利用者またはその家族に成年後見制度について説明し、その求めに応じ、地域包括支援センター等の適切な窓口を案内する等支援を行う。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第19条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第20条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第21条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(運営推進会議)

第22条 事業所は適正な運営の確保とサービスの質の向上を図るために運営推進会議を設置する

2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等とする。

3 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 みんソラと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## コミュニティデイサービスみんなカフェで提供する宿泊サービス事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社みんなソラが開設するコミュニティデイサービスみんなカフェ(以下「事業所」という。)が行う宿泊サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の、介護職員又は看護職員(以下「介護職員等」という。)が、要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適正な宿泊サービス事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 要介護者に対する事業の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 要支援者に対する事業の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たることにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 コミュニティデイサービスみんなカフェ
- ② 所在地 深川市広里町2-3-2

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 責任者 1名  
責任者は、宿泊サービスの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
介護職員 3名(常勤兼務3名)  
看護職員 1名(非常勤兼務1名)  
従業者は、宿泊サービス事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間(サービス提供時間))

第5条 事業所の営業日及び営業時間(サービス提供時間)は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間(サービス提供時間) 午後4時30分から午前9時 15 分までとする。

(宿泊サービスの利用定員)

第6条 宿泊サービスの利用定員は3名とする。

(宿泊サービスの内容及び利用料等)

第7条 宿泊サービスの内容及び利用料等は次のとおりとし、宿泊サービスを提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- ① 排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
  - ② 健康チェック
- 2 宿泊料金は、1,000円を徴収する。
  - 3 食費は、朝食250円、夕食250円を徴収する。
  - 4 おむつ代は、利用者が実費負担
  - 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条 介護職員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 介護職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護職員等は、宿泊サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、責任者に報告しなければならない

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社みんソラと事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

平成29年3月31日改正同年4月1日適用

(指定介護予防通所介護の名称を通所型サービスAに変更)

令和元年10月30日改正同年11月1日適用

7条 利用定員人数の変更

(10名(サテライト8名)計18名を定員18名に変更)

9条4 食事の提供に要する費用の変更

(600円を650円に変更)

宿泊サービス 5条①営業日を変更

(月～日曜日を月～金曜日に変更)

令和4年4月1日適用

第5条 従業者の職種、員数及び職務の内容

(2) 通所介護従業者 機能訓練士の人数を変更

令和4年5月1日から施行する。

第6条 事業所の営業日及び営業時間

(9:15～16:30を9:15～16:15に変更)

令和5年5月1日から施行する。

第2条運営の方針

第6項、内容の変更

第5条従業者の職種、員数及び職務の内容

(2) 通所介護従業者 人数を変更

第6条 事業所の営業日及び営業時間

(営業日に日曜日を追加)

令和5年9月1日より施行する。

第6条 事業所の営業日及び営業時間

(営業日を月曜日から土曜日に変更)

第17条 虐待防止に関する事項

(文言を追加)

令和6年4月1日より施行する。

第9条 利用料金

(4) 食事の提供に要する費用の変更

(650円を700円に変更)

第18条 身体拘束

第19条 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

第20条 ハラスメント対策の強化に関する事項

第21条 事業継続計画の策定等

(文言を追加)

株式会社 **みんソラ**  
代表取締役 **小倉 弘敬**